

令和4年度第1回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 会議録（案）

- 1 日 時 令和4年5月26日（木）午後5時45分から午後6時55分まで
- 2 場 所 ウェブ方式（狛江市防災センター401・402・403 会議室）
- 3 出席者 委員長 大森 顕 副委員長 勝田 和行  
委 員 矢野 勝治、神田 清子、星野 美子、長谷川 千種、  
伊藤 聡子、浅見 秀雄、森 純一、宗像 秀樹  
事務局 福祉政策課長（佐渡 一宏）  
福祉政策課係長（小嶋 諒）  
福祉政策課主任（菊野 有希子）  
福祉政策課 （佐藤 葉月）
- 4 欠席者 なし
- 5 資 料 【資料1】 あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画進捗管理令和3年度報告書（案）  
【資料1-1】 第1期成年後見制度事業促進事業計画（抜粋）  
【資料1 補足資料】あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画進捗管理令和3年度報告書（案）  
※差し替え箇所のみ抜粋。事前配布なし。当日のデータ共有のみ。  
【資料1-2】 第1章 進捗管理シート 例  
【資料2】 令和4年度権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 全体工程表  
【資料3】 第5次地域福祉計画等の策定スケジュールについて  
【資料4】 「市民後見人の育成及び支援の検討について」の質問及び回答並びにご意見取りまとめ  
【資料5】 リーフレット案  
【資料6】 狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会委員名簿  
【資料7】 令和3年度第4回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会会議録（案）

## 6 議 題 権利擁護小委員会

- (1) **審議** あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画進捗管理 令和3年度報告書(案)
- (2) **その他** 令和4年度権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 全体工程表

### 狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会

- (1) **その他** 報告事項(市民後見人の育成及び支援について・リーフレット案 他)

## 7 議 事 ○開 会 (委員長)

みなさんこんばんは。本日はお忙しい中、令和4年度第1回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にご参加いただきましてありがとうございます。

本日の開催方式ですが、会議室確保の関係ということで、今回もWeb方式での開催とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、議事進行中は、音声をミュートにいただき、発言をする際には挙手をお願いします。私をご指名させていただきますので、その際、ミュートを解除してからご発言ください。

なお、昨年度は権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会において、事業計画における取り組むべき事項についてご協議いただきましたが、今年度は、権利擁護小委員会において、事業計画の進捗管理報告書についてご審議いただきます。そのため、同日に権利擁護小委員会と権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を開催させていただきます。議事進行にあたっては、権利擁護小委員会と権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会、それぞれ、議事を設けまして、権利擁護小委員会においてはご審議いただき、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会においては、ご協議(ご意見等)をお願いいたします。

本日の権利擁護小委員会の議事においては、審議事項が「狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画進捗管理 令和3年度報告書(案)の検討」及び「その他 令和4年度権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 全体工程表」、そして、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の議事においては、今回は協議事項がないため、「その他 昨年度の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の協議事項の報告」について、次第にそって進めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

また、狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の委員任期は令和5年8月19日までとなりますので、今年度も引き続きよろしくお願いいたします。委員長と副委員長の任期も同様となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今年度においても、狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の終了後は、あんしん狛江運営委員会が開催されますので出席される方はよろしくお願いいたします。

では定刻になりましたので、議事を開始させていただきます。

それでは、本日の欠席者の確認ですが、事務局よりお願いします。

(事務局)

本日、欠席の方ですが、矢野委員が傍聴のみのオンライン参加となります。以上です。

(委員長)

それでは、資料の確認をいたします。事務局より、資料の説明をお願いします。

(事務局)

**【資料説明】**

資料の説明は以上です。資料については、オンライン画面上にてデータ共有させていただきます。

(委員長)

それでは権利擁護小委員会の議事に移ります。

(1) **審議事項** あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見制度  
利用促進事業計画進捗管理 令和3年度報告書(案) について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

**【資料1】**をご覧ください。あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画進捗管理 令和3年度報告書(案)です。

本日はこちらの報告書、第1期成年後見制度利用促進事業計画事業計画の進捗管理についてご報告させていただきます。こちらの報告書は事前に市の担当所管課(また関係機関)に調査をさせていただきました。委員の皆様には、本日の報告内容について、ご意見をいただきたいと思いますが、

ご意見をいただくにあたっては、たくさんの項目がございますため、本日の委員会の後、2週間程度の期間を設け、6月13日（月）頃までに、各委員の皆様より、メール等によりご意見をいただきたいと思います。その後、8月の第2回小委員会において、いただいたご意見をご報告させていただきますので、ご審議いただき、報告書を最終確定させていただければと思います。

ご意見をいただく際の記入・入力方法などは、後ほどご説明させていただきます。

それでは、報告書の概要について簡単に説明させていただき、その後に進捗管理の内容について報告させていただきます。なお、この報告書は、令和2年度の第4回小委員会においても概要を説明させていただいております。

それでは、この本報告書ですが、第1期成年後見制度利用促進事業計画の進捗管理を行うものです。この事業計画の期間が、令和3年度から令和5年度までとなっておりますため、進捗管理、評価については、毎年度行ってまいります。初年度の令和3年度分については次の年度の令和4年度に行います。そのため、今年度は令和3年度の各事業の取り組みについて進捗管理、評価を行います。

4頁をご覧ください。「2 本報告書の構成」ですが、「進捗管理シート」と「委員会からの意見シート」から構成されております。

まず、進捗管理シートについてご説明させていただきます。【資料1-2】「第1章 進捗管理シート 例」1頁をご覧ください。

また、あわせて【資料1-1】の第1期成年後見制度事業促進事業計画（抜粋）もご覧ください。316頁になります。

「進捗管理シート例」ですが、一番上の欄の左側に「基本目標」欄があります。これは、第1期成年後見制度利用促進事業計画の5つの基本目標、その右側の「施策」欄は基本目標に対する各施策、そしてその右側の「Plan」欄は「主な事業内容」、その右側の「担当課」欄は、主な事業内容の「事業の担当所管課」、その右側の「頁」欄は、「第1期成年後見制度利用促進事業計画」の記載ページを記載しております。

この各基本目標、施策、各事業について、担当課が当該年度に実施したことが、その右側の「Do（実行）」の欄に記載されております。そして、事業を実施するに当たっての課題及び改善点が「Act（事業を実施するに当たっての課題及び改善点）」の欄に記載されております。そして事業の実施結果を踏まえた施策の評価を事業担当課が、「Check（評価）」の欄に記載します。評価の際には、【資料1】をご覧ください。5頁以降の3（2）

に示す「評価基準」に従い評価します。

【資料1-2】に戻ります。具体的に見ていきますと、頁、左の一番上「基本目標1」が「目的・対象に応じた広報の充実」、その右下側の「施策大項目」が「(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。」、その右下側の「小項目」が「①【拡充】権利擁護支援の必要性について、市民向けの分かりやすい広報活動を行います。」とあります。これについての「主な事業」が下の欄aからcまで(cは裏面。)の3つとなります。aの事業が「市民向けの分かりやすいリーフレット、チラシ等を作成し、配布します。」とあり、その右側が担当所管課、頁の一番下の注意書き2にありますとおり、福祉政策課となります。その右側ですが、第1期成年後見制度利用促進事業計画の各事業等の記載ページを記載しており、こちらの事業については、316頁に記載しております。【資料1-1】第1期成年後見制度事業促進事業計画(抜粋)の316頁をご覧ください。中段にこのaの事業の年度ごとの目標の記載がございます。令和3年度については、「市民向けのリーフレット、チラシ等の検討、作成」とあります。【資料1-2】に戻ります。

ただいま説明しましたaの事業について、担当課の令和3年度の事業実績が「Do(実行)」欄に「狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会においてリーフレット案を検討し、リーフレット作成委託の予算を計上した。」とあります。その右に、「Act(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)」欄に「協議会における検討結果を踏まえ令和4年度に市民向けの分かりやすいリーフレットを作成し配布を開始する予定である。」とあります。そして事業の実施結果を踏まえた施策の評価が「Check(評価)」欄に、「B」の評価がなされています。【資料1】の5頁を【資料1-2】とあわせてご覧ください。評価にあたっては、【資料1】5頁以降の3(2)に示す「評価基準」に従い評価します。具体的な評価方法ですが、先ほど説明した施策については【資料1-2】を見ますと、aからcまでの3つの事業がございましたため、それぞれの事業の達成状況を見ますと、aが達成、bが達成、cが「…至っていない。」ということで未達成となり、3つの事業のうち、2つの事業において目標を達成したため、達成率が67%で評価がBとなります。

次に【資料1-2】の3頁「委員会からの意見シート 記入例」をご覧ください。

先ほどの事業実績、課題及び改善点に対して【資料1-2】の右側「委員会からの意見」欄太枠内をご覧くださいと、これは例示ですが、aの事業についてのご意見として「リーフレットについては、必要に応じて追加

配布を検討する必要がある。」などというご意見を記入又は入力いただきます。記入例のように、1つの施策に対して、aからcまでと3つの事業がある場合は、3つの事業についてのご意見をお願いいたします。

【資料1】の41頁をご覧ください。このように事業実績、課題及び改善点に対して、こちらの41頁以降の「委員会からの意見シート」、各頁の右側の欄「委員会からの意見」欄に各施策に対する各委員のご意見をご記入、または、ご入力をお願いいたします。

なお、入力用の進捗管理報告書データですが、事前にメール送付しているデータに修正がございましたので、本日の委員会終了後に修正後のものを改めてメール送付させていただきます。

また、このあとの進捗管理の内容説明時には、時間の関係で省略させていただきますが、ご意見の記入に当たっては、【資料1-1】狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画（抜粋）の「令和3年度の事業目標」についてもあわせてご確認ください。また、事業ごとに設定されている「将来像」も参考としてください。

それでは、「狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画進捗管理 令和3年度報告書（案）」について各施策の事業実績「Do（実行）」欄及び事業を実施するに当たっての課題及び改善点「Act」欄について、ご報告させていただきます。かなり項目が多いため、重要な点に絞ってご説明させていただきます。また【資料1】進捗状況報告書の「担当課」欄、その右側の「頁」欄の説明についても割愛させていただきます。

報告書とあわせて【資料1-1】狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画（抜粋）もご覧ください。

【資料1】の10頁・11頁をご覧ください。こちらについては先ほど例示として説明させていただきましたので割愛させていただきます。

次に12頁をご覧ください。「施策小項目③【新規】多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。」についてですが、主な事業は2つありますが、こちらについては、記載のとおりとなりますので、割愛させていただきます

次に13頁をご覧ください。「施策大項目（2）誰もが気軽に相談できる窓口を設置し、周知します」の「施策小項目①【新規】支援を必要とする本人からの相談対応を充実させます」についてですが、こちらについては、基本目標1（1）③a12頁と同様となり、また、その下の「施策小項目③【拡充】市内の相談窓口を多様な媒体を活用して周知します。」こちらについては、基本目標1（1）①a・bともに10頁と同様となりますので、2つの施策とも説明は割愛させていただきます。

次にその下の「基本目標2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援

の充実」の「施策大項目（１）権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。」の「施策小項目①【新規】市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。」についてですが、こちらの「Act（課題及び改善点」欄は、差し替えがありましたので、大変恐縮ですが、データ共有のみですが画面上の【資料１ 補足資料】差し替え資料の13頁・14頁と記載されているものをご覧ください。

事業は1つです。事業「a 狛江市権利擁護支援・検討会議を設置し、権利擁護支援についての判断を行います。」とあり、また、【資料1-1】322頁をご覧ください。頁の一番下に「令和3年度の事業目標」、「支援・検討会議の設置に向けた検討」とあります。こちらに対する事業実績「Do（実行）」欄は、「協議会において、狛江市権利擁護支援・検討会議の設置に向けた検討を行い、事例を用いて試行実施した。試行実施の際には、専用のシートを活用して、権利擁護支援の必要性について検討した。」とありますので、事業は目標を「達成」しているため、Check欄の評価としてはAとしました。なお、「課題及び改善点」ですが、支援・検討会議の設置については、狛江市社会福祉協議会に中核機関を設置し、あんしん狛江が支援・検討会議を実施することを予定しておりましたが、社協全体において予定している、事業整理後に中核機関の設置を行うこととしたため設置を見送りました。なお、令和5年度までは、中核機関となっている市において対象者・検討事項を限定して支援・検討会議を実施することを予定しております。

次に【資料1】の15頁をご覧ください。「施策小項目②【新規】虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携を進めます。」についてですが、事業は1つです。「a 虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携の在り方を検討・調整します。」こちらに対する事業実績「Do（実行）」欄、「支援・検討会議と既存会議との連携の在り方を検討するため、既存会議に参加し、支援・検討会議との連携について検討した。」とあり事業は目標を「達成」しているため、Check欄の評価としてはAとしました。「課題及び改善点」ですが、「令和5年度までは市で支援・検討会議を実施する中で既存会議との連携を図っていく」とありますので、こちらのとおり予定しております。

次にその下の「施策小項目⑤【拡充】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。」についてですが、事業は1つです。「a 相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性

の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。」  
こちらに対する事業実績「Do（実行）」欄、「権利擁護支援の必要性を判断した事例については、その後も継続して地域包括支援センターやケアマネジャー等が関わるが多いため、既存の対応でモニタリングを継続しているが、体制の構築（モニタリング実施に向けた調整）までには至っていない。」とあり事業は目標を「達成していない（未達成）」、のため Check 欄の評価としてはDとしました。「課題及び改善点」ですが、こちらの事業については「令和4年度にモニタリング期間中、権利擁護支援の必要性について再検討する時期や事案について、関係機関で認識を統一しておくなど、体制の構築を検討する。」ことを予定しております。

次に17頁をご覧ください。こちらについては記載のとおりとなりますので、説明は割愛させていただきます。

次に18・19頁をご覧ください。「施策大項目（3）成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。」の「施策小項目①【新規】適切な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。」、それについての主な事業は2つあります。19頁もあわせてご覧ください。1つ目が「a 支援・検討会議で成年後見制度の利用が適切であると判断された場合には、受任調整（マッチング）等、候補者選任後のチームによる支援方針及び申立に当たっての準備・役割分担の検討を行います。」、2つ目が「b 狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議等既存の会議を活用して、受任調整（マッチング）等や後見人支援を行う事例検討を定期的に行います。」です。

なお、a b 2つの事業ともに「Do（実行）」欄が2項目ありますが、こちらは「令和3年度の事業目標」が2項目あるものです。【資料1-1】の329頁・330頁をご覧ください。図がありましてその上です。こちらの表には、「令和3年度の事業目標」が2項目、「支援・検討会議による受任調整に向けた検討」と「支援・検討会議による成年後見人等支援に向けた検討」が記載されています。また次の330頁ですが、「令和3年度の事業目標」が2項目、「高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議における事例検討の試行実施」と「障がい者の事例を検討する場の調整」が記載されています。

なお、時間の関係もございませぬため、進捗管理報告書の残りの部分の説明については省略させていただければと思います。ただいまより、本議題についてのご意見・ご質問をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）



進捗管理報告書に関する意見ということですが、どのような意見を出せばよいのでしょうか。

(事務局)

ご意見については、【資料1-1】狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画(抜粋)の「令和3年度の事業目標」についてもあわせてご確認ください。また、事業ごとに設定されている「将来像」も参考としていただき、将来像に向けて具体的にどのようなことをすべきか、現状はこの部分できていないのではないかと、他にこのような視点が必要なのではないかと等のご意見をいただければと思います。

(委員長)

Act欄(課題及び改善点)に関する意見ということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

Do欄についてもご意見をいただければと思います。Do欄の実績としては、このような記載があるが、結果としてどのようなようになったのか等、そういったご意見等をいただければと思います。

(委員長)

ただいまの事務局からの説明に関して、ご質問やご意見があればお願いいたします。

(委員)

資料1の35ページDo欄ですが、「狛江市社会福祉協議会(以下「社協」とする)「あんしん狛江」に中核機関を設置することは見送った。」とありますが、見送られたところについて、もう少し詳細の説明をお願いいたします。

(事務局)

今、多摩南部成年後見センターは中核機関として設置されていますが、社協につきましては、財源や人員とか配置とかの割り振り等もございますので、社協の全体の事業の見直しの中で、社協として中核機関をどのようにやっていくのかというところを検討していく必要があります。そういった中で、新たに成年後見制度の事業のみならず権利擁護支援事業としてできるようなことを検討したいと考えております。また、狛江市第5次地域福祉計画、社協の第3期地域活動計画に位置付けた上で実施していく予定です。以上、申し上げましたとおりの理由により、社協「あんしん狛江」の中核機関の設置を見送っており、事業の整理については、社協及び市において、以上申し上げたとおり進めていけるよう調整をしております。

(委員長)

ただいま事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。

(委員)

資料1の35ページ「センターの運営協議会において…検討を行った。」と記載されておりますが、運営協議会というのは、どのような会議体なのでしょうか。

(事務局)

運営協議会というのは、課長職レベルの会議体であり、その中で協議をしております。

(委員長)

他にご意見、ご質問等がございますでしょうか。

(委員)

20・21ページの施策「地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。」のDo欄ですが、「移行は7件」とあり、「7件については、あんしん狛江運営委員会の委員より専門的助言をいただいたが、あんしん狛江の運営委員会において検討には至らなかった。」と記載されておりますが、これはどのような意味でしょうか。意思決定支援の意見はもらったが、移行に関しては検討できなかったということでしょうか。

(あんしん狛江)

地域福祉権利擁護事業から成年後見制度の利用に至った件数は7件でしたが、あんしん狛江運営委員会の委員より専門的助言をいただいたのは、0件だったという意味です。

(委員長)

他にご意見、ご質問等がございますでしょうか。

そうしましたら、私より質問がございます。資料1の12ページですが、「令和4年度にSNS等を活用した広報活動の検討を行い、試行実施を行う予定。」とありますが、具体的にはどのようなSNSの利用を検討されているのでしょうか。

(事務局)

第2回の協議会においてお示しさせていただく予定ですが、対象としては、チームに加わることが想定される関係者向けのものとなります。狛江市より関係者の皆様に情報共有できるように、ラインワークス等の活用を考えております。狛江市が開催する勉強会や国の基本計画の情報等を共有できればと考えております。

(委員)

資料1の13・14ページ及び31ページの支援・検討会議についてですが、

「令和5年度までは、中核機関となっている市で対象者・検討事項を限定して支援・検討会議を実施する。」と記載されているが、実際には、今後どのように支援・検討会議を行っていくのでしょうか。現状の市の体制にて行うのか、または、あんしん狛江にて行うのでしょうか。

(事務局)

基本的には市が中心になり、今の福祉政策課の人員の中で、やるしかない状況です。現在は、あんしん狛江の職員さんと連携を取りながら試行実施していますが、同じような体制において今後も行っていくことになりません。福祉政策課職員が担当させていただいておりますが、専任の担当ではないため、多くの件数を検討することは難しい状況です。そのため、モニタリング・バックアップまでの検討までについては、難しいのが現状です。

(委員長)

他にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(委員)

資料1の30ページの重層的支援体制整備事業について、今年度より実施しているということですが、権利擁護事業との連携がとても大切です。Do欄の「地域福祉権利擁護事業利用者に関しては、相談内容について、適宜、情報共有を行っている。市と包括支援センターで受けた相談内容については、全ての相談内容を共有できていないため、あんしん狛江運営委員会には諮っていない。」とありますが、その理由をお伺いしたい。

(事務局)

地域包括支援センター、市及びあんしん狛江において、ケースを共有する会議というものがなかったので、個別のケースで権利擁護支援が必要な案件について対応しております。その前段階のものについては、地域包括支援センターや市において進捗会議等において検討しているため、あんしん狛江はその部分においては参加していないということです。

狛江市の重層的支援体制整備事業ですが、今年度4月に実施計画が庁議において承認され、狛江市第1次重層的支援体制整備事業実施計画が策定されました。今後は、仕組みづくりとして「つなぐシート」を活用して、情報の連携を図っていきたいと思っております。具体的には、Web上において「つなぐシート」のフォームをつくり、アドレスを各関係機関、また、専門職の皆様と共有させていただいき、個人情報の同意を得た上で、共有する情報を入力いただき、相談支援包括化推進員と共有する中で、専門職だけでは解決できない行政に伝えた方がよいものについて、つなぐシートをきっかけに、情報を共有できるような体制を構築しているところです。最終的な事業の詳細については、今後、協議会を通じ情報共有させていた

だく予定です。

(委員長)

事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。立川市でも相談支援包括化推進員の方が、専門機関における相談内容をつないでいます。つなぎ役は必要と思います。おそらくあんしん狛江さんも日常的には地域包括支援センターと連携はされていると思いますが、やはり、仕組みづくりというところで、権利擁護支援についても重層的支援体制整備事業と繋がりがでてくるとと思いますので、期待して見ていきたいと思います。ありがとうございます。

(委員長)

そうしましたら、時間の関係もありますので、委員の皆様におかれましては、進捗管理報告書のシートにご意見をご入力いただき、メール等にて6月13日(金)までに事務局へ送付ください。事務局からは他に説明はございますでしょうか。

(事務局)

ご意見をいただく際の記入・入力方法ですが、本日、差し替え・修正がございましたため、改めて修正・差し替え後の回答用「狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画進捗管理 令和3年度報告書(案)」を委員の皆様にもメール送付させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ大変恐縮ですが委員会後にメール送付させていただきます「ワードファイル」にご意見をご入力いただき、6月13日(金)担当までメール送付等をいただきますようお願い申し上げます。

また、先ほど説明しました「進捗管理シート」及び「委員会からの意見シート」の入力方法や各事業のご不明点、ご質問などございましたら、委員会後も事務局にメール、または、電話等でご連絡いただければと思います。事務局からの説明は以上になります。

(2) その他令和4年度権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 全体工程表について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

事務局より説明させていただきます。

【資料2】をご覧ください。

こちらの議事については、権利擁護小委員会の議事となりますが、狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の工程表についてもあわせてご説明させていただきます。

令和4年度の権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の全体工程表となります。今年度のスケジュールとしては、表のとおり、新型コロナウイルス感染症や会場確保の状況にもよりますが、こちらの日程にてウェブ開催を予定しております。

表の右側をご覧ください。権利擁護小委員会の審議事項といたしましては、本日の権利擁護小委員会において、あいとぴあレインボープラン「狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画」の進捗管理報告書の進捗管理についてご報告させていただきましたので、委員の皆様よりいただいたご意見を第2回の権利擁護小委員会において、ご報告をさせていただきます。委員の皆様におかれましては第2回委員会において、進捗管理報告書のご検討、ご確定をいただきますようお願いいたします。また、第3回の権利擁護小委員会においては、令和5年度に予定しております「狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画の改定」に伴う、市民意識調査の設問についてご検討・ご決定をいただければと思います。その後、第4回の権利擁護小委員会において、狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画の改定に伴う、速報値等の報告が可能であればご報告をさせていただき、令和5年度には、狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画の改定についてご検討をいただきます。

また、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の協議事項といたしましては、先ほどご報告しました進捗管理報告書の令和3年度に未達成となった事業のうち、協議会にてご意見をいただく案件について、協議いただきたいと思っております。「SNS等を活用した広報活動の検討」や「支援検討会議（試行実施・センターの受任案件等）」、「チーム支援」等についてご協議いただければと思います。

事務局からの説明は以上になります。

(委員長)

ただいま事務局より令和4年度の権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の全体工程表(案)について、ご説明がありました。

委員の皆様、こちらについてご質問等がありますでしょうか。ないようですので、それでは、ネットワーク協議会の議事に移ります。本日、協議事項はないということですので、

(1) その他報告事項について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

事務局より説明させていただきます。

昨年度の協議会において協議させていただきました「市民後見人の育成及び支援の検討」、「リーフレット案」、「狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案」等について、現在の進捗状況をご報告させていただきます。

「市民後見人の育成及び支援について」ですが、【資料4】をご覧ください。『「市民後見人の育成及び支援の検討について」のご意見取りまとめ』でございます。こちらは第3回及び第4回協議会に「市民後見人の育成及び支援」について、委員の皆様にご検討いただき、いただいたご意見をまとめたものです。第4回にいただいたご意見も2点追加させていただいております。追加した2点のうち1点目が2頁の「狛江市と多摩南部成年後見センターの市民後見人育成（養成講座）の連携と役割分担について」です。「多摩南部成年後見センターにおいて行う養成講座は、基本的な全体的な事項を習得できることを合同にて行い、より詳細な補足的な、そして具体的な地域において話し合うことが重要なこと等については、狛江市において行うなどしてはどうか。養成講座は段階的な分け方をして、多摩南部成年後見センターと連携と役割分担をしていくべき。」。そして、2点目が5頁（最終頁）の「市民後見人の活躍支援について」です。「市民後見人の支援の検討においては国の第二期計画にもあるとおり、今後「活躍支援」という概念が重要であり、「後見人等として活動するための支援に加えて、後見人等に選任されていない場合でも、市民後見人の方に成年後見制度の広報・相談活動等、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるための支援をしていく、そういった視点が必要ではないか。」以上の2点のご意見を追加し、協議会の最終のご意見としてまとめさせていただきました。今後、5市・（センター）と在り方を整理・検討してまいります。

次に「リーフレット案」についてです。【資料5】をご覧ください。昨年度末に市のHPに掲載したHP案をベースに原稿案を作成しました。予算の範囲内での作成となりますため、情報量をかなり絞り、狛江市の権利擁護支援及び成年後見制度の関係に絞ったものとさせていただいております。こちらの原稿については案の段階となりますので、この原稿案をベースに、皆様のご意見を踏まえて、業者さんに作成を委託させていただき、編集、レイアウト等により、より分かりやすいものを作成させていただけ

ればと思います。頁数については予算の関係で縮小させていただく場合がございます。なお、次回8月の協議会において、最終版の（印刷前のデータ）原稿案をお示しさせていただきます。今年度中に作成し、各施設に配布する予定です。

なお、ご検討いただきましたホームページ案については、昨年度末に市のホームページに掲載させていただきましたので、皆様、ご確認いただければと思います。

また、狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案についてですが、第4回協議会までにいただいたご意見を最終のご意見として要綱案に反映させていただいておりますが、要綱案については、現在、内部にて調整中となります。最終版が完成しだい、改めてお知らせさせていただきます。なお、新しい要綱が施行（完成）されるまでの費用助成（報酬助成及び審査請求費用助成）の申請手続等は、従来どおりの手続方法（従来の申請様式等を使用）となります。新しい要綱が施行され申請手続きや申請書の様式を変更する際には、関係者の方々に周知させていただきます。

（委員長）

以上で本日準備しておりました議題はすべて終了しましたが、その他各委員から、何か議題はございますか。

他にないようでしたら、事務局から何かございますか。

（事務局）

【資料7】をご覧ください。令和3年度第4回の会議録（案）でございます。修正点等がございましたら6月13日（月）までに事務局にメール、電話等でご指摘いただきますようお願いいたします。

（委員長）

それでは、次回の開催日程ですが、8月29日（月）にウェブ開催となりますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

他にないようでしたら、本日はこれにて閉会します。

本日はありがとうございました。

（了）